

止めよう新基地建設！ 辺野古裁判勝利！

門前払いは許さない！

防衛省⇨沖縄防衛局は、2018年12月と2019年3月に、沖縄県民の民意をふみにじり、辺野古の浅瀬側の2つの工区に土砂の投入を強行しました。投入から1年9か月が経過しましたが、県民の不屈の闘いで工事は大幅に遅れています。

大浦湾側の海面下90mにもおよぶ軟弱地盤での工事は、世界にも例のない超難関工事で技術的に不可能であり、工事は行き詰まっています。にもかかわらず、防衛省⇨沖縄防衛局はコロナ感染で県民のいのちを守るために沖縄県が緊急事態宣言を出して忙殺されている4月21日に、軟弱地盤の改良工事のための「設計変更承認申請」の提出を強行しました。県民のいのちを軽視するこの暴挙は絶対に許せません。

沖繩県は、設計変更承認申請書の告示・縦覧の手続きを行っており、不承認を決意している玉城沖繩県知事を激励するために、全国から多くの意見書を送る取り組みが行われています。沖繩県は辺野古新基地建設を止めるために、政府を提訴して闘っています。

ひとつは、「関与取り消し訴訟」を19年の7月に提訴しました。主旨は①国の機関の防衛省⇨沖縄防衛局は国民の権利救済の法律である行政不服審査法を使うことは出来ない、②同じ政府の国土交通相は公正・中立な審査は出来ない。この裁判は、本年3月26日に、最高裁が①国の機関も行政不服審査法を使うことが出来る、②国土交通相は公正・中立な審査を行っているとの不当判決を下しました。前代未聞の不当判決です。

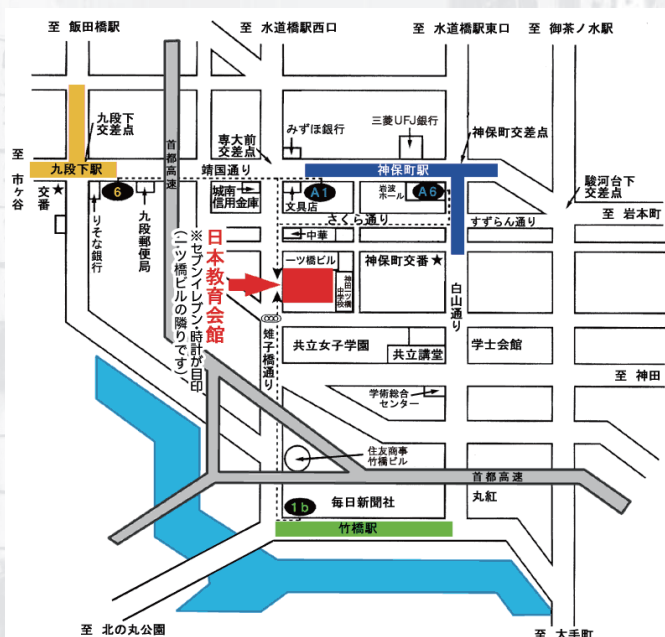
違法工事を強行している政府に法の番人が追従しました。安倍政権は、他県では考えられないような沖縄への差別、弾圧を行い、3権分立を崩壊させました。二つめは「抗告訴訟」です。19年の8月に提訴しました。主旨は①②に加えて、③埋め立て承認撤回の適法性、正当性を訴えています。

しかし、裁判所は実質審理を行わず、8月3日に結審し、11月27日に判決を下そうとしています。裁判の門前払いを許してはいけません。三つめは、サンゴ移植訴訟です。農水相は防衛省が埋め立てのために申請しているサンゴ移植を県に許可の指示をしたのは違法であるとして提訴しています。さらに、「設計変更承認申請」を県は年明けに不承認にします。これにたいし

ては、政府が代執行訴訟を提訴してくる可能性があります。このように、県と政府の裁判は、辺野古新基地建設を止める闘いだけでなく、地方自治を守り、司法の政府への追従を止める闘いであり、まさに全国の問題です。

コロナ禍の厳しい中で、沖縄から県の弁護団の方が上京されて講演をされます。沖繩からの訴えを受け止めて、県を支援する大きな声を本土から作り上げていきましょう。

【会場地図】 日本教育会館 一ツ橋ホール



〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋2-6-2

地下鉄都営新宿線・東京メトロ半蔵門線 **神保町駅** (A1 出口) 徒歩 3分

地下鉄都営三田線 **神保町駅** (A8 出口) 徒歩 5分

地下鉄都営東西線 **竹橋駅** (北の丸公園側出口) 徒歩 5分

地下鉄都営新宿線・都営東西線・東京メトロ半蔵門線 **九段下駅** (6 番出口) 徒歩 7分

JR 総武線 **水道橋駅** (西口出口) 徒歩 15分